

# 一般財団法人TRC 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般財団法人TRCと称する。

### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岩手県遠野市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

### (目的)

第3条 当法人は、遠野市内にある空き家、空き店舗、未利用土地等（以下「空き家等」という。）を積極的に利活用するために必要な取得、改修、活動、調整、賃貸借等を行い、遠野らしい街並みの維持・再生や地域経済が循環する活性化活動に寄与し、潤いのある豊かなまちの実現を図ることを目的とする。

### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 利活用を見込む空き家等の状況把握ほか、利活用のための調査、検討、改修等に関すること。
- (2) 移住者や利活用希望者等への情報発信と利活用のための相談業務に関すること。
- (3) リフォームのための市民向け講演会の開催やハンドメイド講習会など、利活用のための普及啓もう活動に関すること。
- (4) 移住者等への居住コーディネート業務や生活等に係る相談業務、その他必要な移住者等支援活動に関すること。
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

2 前項の事業は、本邦において行うものとする。

### (公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法のほか、電子公告により行う。

## 第2章 財産及び会計

### (財産の拠出及びその価格)

第6条 当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及び価格は、次のとおりである。

(1) 設立者 遠野市

現金 金2億円

### (基本財産)

第7条 当法人の基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 設立に際し基本財産として寄附された財産
- (2) 設立後基本財産として寄附された財産

- (3) 設立後理事会の決議により基本財産に繰り入れられた財産
- 2 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、評議員会において、当該事項について特別の利害関係を有する評議員を除く3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第8条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第10条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

### 第3章 評議員

(評議員)

第11条 当法人に、評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のアからカまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ウ 当該評議員の使用人
    - エ イ又はウに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、当法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第14条 評議員に対して、各年度の評議員会の決議によって定めた額を報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(評議員会の構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の支給の指定の制定、変更及び廃止
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (5) 財務諸表等の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 基本財産等重要な財産の処分又は譲受け
- (8) 長期借入金の借入
- (9) 残余財産の処分
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において評議員会の開催が決議されたとき。
- (2) 評議員から理事長に対して、評議員会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(評議員会の招集)

第18条 評議員会は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(評議員会の議長)

第19条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選により選出する。

(評議員会の決議)

第20条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更

- (3) 基本財産等重要な財産の処分又は譲受け
  - (4) 長期借入金の借入
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について特別の利害関係を有する評議員を除く。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

- 2 前項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

(評議員会の報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうちから選任された議事録署名人2名が前項の議事録に署名又は記名押印する。
- 3 評議員会の議事録は、評議員会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上5名以内
  - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事又は常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の代表理事とし、専務理事、常務理事をもって法人法に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係があ

る者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、当法人を代表し、その業務を統轄する。

3 専務理事は、理事長を補佐して、業務を総括する。

4 常務理事は、専務理事を補佐して、業務を分担処理する。

5 理事長、専務理事、常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなくてはならない。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなくてはならない。

5 監事は、前項の報告をするために必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

6 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

7 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなくてはならない。

8 監事は、理事が当法人の目的の範囲外の行為、その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為により当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

9 その他法令及びこの定款で定めるところにより、監事の職務を執行する。

（役員任期）

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了とする時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により、当該役員を解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員に対する報酬等)

第30条 常勤の役員に対しては、評議員会の決議によって別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程に従って、報酬を支給することができる。

- 2 監事の報酬額については、評議員会の決議により定める。
- 3 非常勤の役員に対しては、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程に基づいて、報酬及びその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(理事の取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本財団とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員責任の免除)

第32条 当法人は、法人法に規定する損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 理事は、前項に関する議案(理事の責任の免除に限る。)を理事会に提出するときは、監事全員の同意を得なければならない。

(兼任の禁止)

第33条 役員及び評議員は、相互に兼ねることができない。

(理事会の構成)

第34条 当法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第35条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 評議員会の開催及びその目的である事項の決定

(2) 就業規則及び規程（評議員会が必要と認めたものに限る。）の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 理事の職務の執行の監督

(4) 理事長、専務理事、常務理事の選定及び解職

(5) その他当法人の業務執行の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更又は廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(6) 第32条第1項の責任の免除

(理事会の開催)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎事業年度の6月、3月の2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第27条第5項の規定により、監事から理事長に対し、招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(理事会の招集)

第37条 理事会は、法令及びこの定款に別段の定めのある場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事長は、理事会の日時及び場所並びに理事会の目的である事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに、各役員に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、役員の中員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、第36条第3項第3号又は第5号の規定により臨時理事会を開催したときは、出席理事の互選により議長を定める。

(理事会の決議)

第39条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(理事会の決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について特別の利害関係を有する理事を除く。）の中員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(理事会の報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の中員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第5項の規定による報告には適用しない。

(理事会の議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

3 第1項の議事録又は第40条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録は、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

## 第7章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の決議は、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

3 前2項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第44条 当法人は、法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由によって解散する。

(剰余金及び残余財産の処分等)

第45条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

2 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議によって、類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第46条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を適正に公開するものとする。

### (個人情報の保護)

第47条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

## 第9章 附則

### (委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

### (設立時の評議員)

第49条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 加藤勝弘、平野昇、松田恵市

### (設立時の役員)

第50条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 佐々木浩章、鈴木英呂、畠山信秀

設立時代表理事 畠山信秀

設立時監事 熊谷義弘、鈴木純子

### (最初の事業年度)

第51条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年3月31日までとする。

### (設立者の氏名又は名称及び住所)

第52条 設立者の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 岩手県遠野市中央通り9番1号

設立者 遠野市

### (法令の準拠)

第53条 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人TRC設立のため、設立者遠野市の定款作成代理人司法書士畠山信秀は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。

令和5年4月19日

設立者 遠野市

上記の定款作成代理人

住所 岩手県遠野市中央通り5番10号

司法書士畠山信秀事務所 司法書士 畠山信秀